

議案第 4 9 号

日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

人事院規則 10－11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の一部改正が令和 7 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

・仕事と育児との両立支援制度の利用に関する意向確認等
妊娠・出産時や育児期の職員への、両立支援制度の周知や制度利用への配慮・意向確認について追加する。

3 附則

施行期日 令和 7 年 10 月 1 日

日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日野町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項について同じ。)、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母その他別に定める者(<u>第15条の4第1項</u>において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2及び3 略 (介護時間) 第15条の2 略 (妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) <u>第15条の3</u> 任命権者は、日野町職員の育児休業等に関する条例(平	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項について同じ。)、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母その他別に定める者(<u>第15条の3第1項</u>において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2及び3 略 (介護時間) 第15条の2 略

成4年日野町条例第3号) 第20条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第20条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、別に定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

<u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第15条の4</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2及び3 略 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第15条の5</u> 略	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第15条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2及び3 略 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第15条の4</u> 略
--	--

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。